

議員提出第3号

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

宮 崎 利 造

上 條 哲 弘

岡 崎 克 巳

杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年久喜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会における手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。